

2026年5月29日

## 登録の抹消による会員資格の喪失

一般社団法人資産運用業協会

匠投資顧問株式会社（会員番号 011-01375 号）は、金融庁長官から金融商品取引法第 5 2 条第 1 項の規定に基づく登録取消処分を受け、同法第 5 5 条第 1 項の規定に基づき登録の抹消がなされたことに伴い、2026年5月29日をもって、定款第 2 0 条第 1 号の規定により、会員資格を喪失しました。

以上